

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 5 年度
計画主体	水上村

水上村鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 : 水上村役場 産業振興課
所 在 地 : 熊本県球磨郡水上村大字岩野 90
電 話 番 号 : 0966-44-0311 (直 0966-44-0314)
F A X 番 号 : 0966-44-0662
メールアドレス : masa-shiiba@vill.mizukami.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ・イノシシ（イノブタ含む）・ニホンザル・ノウサギ・カラス類・アナグマ・カワウ・アライグマ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	熊本県 球磨郡 水上村

（注） 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（1）被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
シカ	水稻	21 万円、 1.54ha
	野菜(タノ等)	軽微
	果樹(クリ)	軽微
	森林(スギ、ヒノキ)	436 万円、19.20ha
イノシシ	水稻	10 万円、 1.03ha
	野菜(シタケ、タノ等)	軽微
	果樹(クリ)	5 万円、 0.22ha
サル	野菜(シタケ、タノ、イチゴ等)	軽微
	果樹(クリ)	軽微
ウサギ	野菜(タノ等)	軽微
カラス	野菜(イチゴ等)	軽微
アナグマ	野菜(トウモロコシ等)	軽微
カワウ	アユ	被害はあるが被害の実態は把握できていない。
アライグマ	野菜	被害は確認されていない。
計		472 万円、21.99ha
※ シカ、イノシシによる被害が主であるが、他の鳥獣による被害も少なからず発生しており、各農地において軽微な被害が多くみられる。全容の把握は難しいが、被害額は数値以上になると予想される。		

（注） 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

○シカ

シカによる被害は年間を通して発生しており、田植え時期における水稻や、クリ、スギ・ヒノキ等植林の被害が主である。

シカによる特徴的な被害として、クリ、植林共に剥皮被害、若芽を齧られる被害があり、野菜、果樹、水稻等、収穫時期や成長に合わせて被害作物は多岐にわたっている。被害区域は村全域である。生息数は、猟友会や住民らの目撃情報と年間の捕獲頭数を総合して、現在は若干の減少傾向にあると推測される。

○イノシシ

イノシシによる被害は、4月～5月にかけてタケノコ類への被害、8月～10月における水稻・クリ類への食害が発生している。年間を通して、特に田植え時期と稲の刈り入れ時期、クリの収穫時期に被害が多くなっている。

被害区域は村全域で、どの地区においても水稻被害のほか、山間部のクリ園の被害が主である。

近年の捕獲頭数の動向からは、大きな増減は見られず、横ばい傾向にあると推測される。

○サル

サルによる被害は、主に夏から秋の収穫期を中心にシイタケ等野菜の食害が発生している。またイチゴのビニールハウスに入って食害された事例があった。

被害区域は山間部が主であったが、近年は住宅地での目撃情報もあり、被害区域が拡大している。また、数頭単位の群れで生息していると思われる。

○ウサギ

ウサギによる被害は、野菜などの農作物に発生している。被害区域は山間部を中心に森林の幼木等へも被害が発生している。

○カラス

被害区域は中山間地域を中心に、野菜などの農作物から住宅地の近くに設けられた家庭菜園に被害の広がりを見せている。

○アナグマ

被害区域は中山間地域を中心に、野菜などの農作物や家畜飼料に被害の広がりを見せている。

○カワウ

球磨川流域において飛来が確認されている。主にアユ等の溯上期、産卵期に捕食による被害が発生しており、被害の拡大が懸念される。

○アライグマ

県内において野菜等の農作物の食害被害が確認されており、被害の拡大が懸念される。

(注) 1 近年の被害の傾向(生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等)等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標 (被害金額)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)	軽減率 (%)
シカ	457万円	319万円	31%
イノシシ	15万円	10.3万円	31%
	472万円	329.3万円	

指標 (被害面積)	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和8年度)	軽減率 (%)
シカ	20.74ha	14.30ha	31%
イノシシ	1.25ha	0.86ha	31%
	21.99ha	15.16ha	

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	猟友会と連携して捕獲隊を設置し、捕獲体制の整備と構築がなされている。 捕獲手段に関しては、銃器・わなを用いて実施している。特に、箱ワナに関しては、モデル地区にICTと連携した捕獲を実施してきた。	狩猟者の高齢化に伴って捕獲の後継者の育成が急務となっている。また、捕獲機材（箱わな、囲いわな等）と連携した高度技術の普及促進、整備が課題となっている。 さらに、鳥獣は市町村の境界を越えて被害を及ぼす可能性があるため、周辺の市町村と連携した一斉捕獲の実施が課題となっている。
防護柵の設置等に関する取組	獣類資材設置事業に伴って、防獣ネット・電気牧柵・鋼製柵等の防護資材設置者に対して補助してきた。 また、森林被害対策では、森林環境保全整備事業とシカ森林被害防止事業を活用し、森林組合等が事業主体となり、被害防止ネット等を設置してきた。	村内全域において防護施設の整備は年々強化されてきているが、被害は発生している状況である。より効率的な施設整備や、新たな機材の導入が必要である。
生息環境管理その他の取組	耕作放棄地等の増加を防ぐため、農地の集約化や、地元の住民による管理活動を実施してきた。	有害鳥獣の温床となっている耕作放棄地の刈り払い、放任栗園の除去（緩衝帯の整備、牛の放牧）、住民に対する啓発活動、及び農業従事者の減少が課題となっている。

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

水上村における被害金額は472万円、被害面積は21.99haとなっている。

主な被害としては、シカ、イノシシによる水稻・粟・野菜被害、シカによる森林被害が挙げられる。また、ウサギ、サル、カラス、アナグマ・カワウによる各農地等における軽微な被害が多く発生しており、被害金額及び面積は数値以上になると考えられる。

これまで水上村では、鳥獣被害防止計画に基づいた捕獲を実施し、鳥獣被害防止総合対策事業、村単独獣類被害防止資材設置事業補助、森林環境保全整備事業、シカ等森林被害防止対策事業による防止施設の設置を行った結果、実施箇所については防獣効果が上がっているが、依然として獣類被害が発生している。

今後とも被害防止施設の普及、周辺市町村との連携に努めると共に、地域が主体となって被害防止策を講じるために、地域勉強会、現地研修会、講演会などを開催し、有害鳥獣を寄せ付けない集落環境づくりに向けて、ICT機器やGIS等の活用を含めた体制整備の強化を進めていく。

捕獲隊員の減少、高齢化対策については、狩猟免許取得経費等の補助を実施する事で免許取得者の確保を図る。さらに猟銃免許保持者については、技術高度化施設について老朽化を迎えているため、施設の存続に対して支援することにより、捕獲活動の意欲を向上させる。

また、県内においてアライグマによる野菜等の農作物の食害被害が確認されており、被害の拡大が起こる前に県・近隣市町村と連携し、捕獲や追払いに務める。

※今後の計画

- ①地域の意識改革による被害防止体制の確立に向け取り組む。
- ②捕獲と防止施設の両面での被害防止対策を推進する。
- ③周辺市町村と連携して、一斉捕獲体制の確立を目指す。
- ④捕獲に従事する捕獲隊後継者の育成対策を講じる。
- ⑤有害鳥獣の生息環境整備と個体数調整を関係機関と連携して実施する。
- ⑥捕獲獣の利活用の促進。
- ⑦熊本県猟友会上球磨支部所有の上球磨射撃場の存続に対する支援。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

熊本県猟友会上球磨支部 岩野・江代分会、湯山分会	水上村有害鳥獣捕獲隊への従事者の補充等及び有害捕獲に係る助言や情報提供を行う。
水上村有害鳥獣捕獲隊 6 隊	上球磨猟友会水上村岩野・江代支部、湯山支部で構成された捕獲班が有害鳥獣の捕獲を行う。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	シカ、イノシシ、サル、ウサギ、カラス、アナグマ、カワウ、アライグマ	水上村有害鳥獣捕獲隊と連携して、村単独鳥獣害対策支援事業を活用し、捕獲機材（箱わな等）の導入を、狩猟免許取得のための支援を上球磨猟友会と連携して行い、狩猟者の確保、育成を進めていく。また、ICT等の高度技術の普及・推進を行って行く。
令和7年度	シカ、イノシシ、サル、ウサギ、カラス、アナグマ、カワウ、アライグマ	水上村有害鳥獣捕獲隊と連携して、村単独鳥獣害対策支援事業を活用し、捕獲機材（箱わな等）の導入を、狩猟免許取得のための支援を上球磨猟友会と連携して行い、狩猟者の確保、育成を進めていく。また、ICT等の高度技術の普及・推進を行って行く。
令和8年度	シカ、イノシシ、サル、ウサギ、カラス、アナグマ、カワウ、アライグマ	水上村有害鳥獣捕獲隊と連携して、村単独鳥獣害対策支援事業を活用し、捕獲機材（箱わな等）の導入を、狩猟免許取得のための支援を上球磨猟友会と連携して行い、狩猟者の確保、育成を進めていく。また、ICT等の高度技術の普及・推進を行って行く。

- (注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

熊本県鳥獣保護事業計画並びに特定鳥獣管理計画を基に有害鳥獣捕獲を推進し、個体数の低減に取り組む。

①シカ

シカによる農作物、森林の被害は甚大である。

本村においても依然として被害が出ており、過去3ヵ年（R2：863頭、R3：875頭、R4：793頭）の捕獲平均頭数が844頭と減少傾向ではあるものの、更なる被害軽減のため、捕獲計画を1,300頭とする。

②イノシシ

イノシシによる水稻、野菜、果樹への食害は深刻である。

過去3ヵ年（R2：290頭、R3：300頭、R4：300頭）の捕獲平均頭数は、296頭であり、タケノコ時期や田植え及び稲の刈り入れ時期、栗の収穫時期等を重点に捕獲を行っているが、依然として被害が増加しており、更なる被害軽減のため捕獲計画を400頭とする。

※県において特定計画が策定された時はその調整を行う

③サル

サルによる野菜等の農作物やシイタケ等の林産物への食害が発生している。県が定める野生サル対策方針により、ハナレザルについては、個体を特定し、威銃による追い払い等の防除対策を前提とし、人とサルの棲み分けを図る。過去3ヵ年（R2：0頭、R3：1頭、R4：0頭）での捕獲実績は少ないが、今後の被害を考慮し、捕獲計画数は10頭とする。

④ウサギ

ウサギによる、野菜などの農作物への被害があり、森林の苗・幼木への被害が懸念されている。過去3ヵ年（R2：0頭、R3：0頭、R4：0頭）での捕獲実績はないが、令和6年度以降も森林被害が予想されるので、植栽前に予察的に捕獲を推進する。捕獲計画数は10羽である。

⑤カラス

カラスによる、果樹・野菜等の農作物、飼料作物の食害が発生している。水上村では村民の要望により追い払いを行ってきた。過去3ヵ年（R2：0頭、R3：0頭、R4：0頭）での捕獲実績はないが、令和6年度以降、要望があれば捕獲を行っていく。捕獲計画数は10羽である。

⑥アナグマ

アナグマによる、野菜等の農作物、飼料作物への食害が発生している。過去3ヵ年（R2：0頭、R3：0頭、R4：0頭）での捕獲実績は無いが、令和6年度以降、要望があれば捕獲活動を行っていく。捕獲計画数は10頭である。

⑦カワウ

球磨川流域において、アユ等の食害被害が確認されており、被害の拡大が起こる前に漁協・近隣市町村と連携し、捕獲や追い払いに務める。捕獲計画数を30羽とする。

⑧アライグマ

県内において野菜等の農作物の食害被害が確認されており、被害の拡大が起こる前に県・近隣市町村と連携し、捕獲や追い払いに務める。捕獲計画数を10頭とする。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
シカ	1, 300	1, 300	1, 300
イノシシ	400	400	400
サル	10	10	10
ウサギ	10	10	10
カラス	10	10	10
アナグマ	10	10	10
カワウ	30	30	30
アライグマ	10	10	10

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
シカ・イノシシについては、年間を通して銃器・わなによる捕獲を行う。 サル・ウサギ・カラス・アナグマ・カワウ・アライグマについては、被害発生箇所、時期、状況に応じて、銃器・わなによる捕獲を行う。 対象区域は水上村全域である。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
水上村全域	シカ、サル、アナグマ、カワウ、アライグマ

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
シカ イノシシ ウサギ アナグマ アライグマ	ネット柵 1,200m 4.5ha 鋼製柵 1,100m 3.5ha 電気牧柵 1,700m 9.0ha	ネット柵 1,200m 4.5ha 鋼製柵 1,100m 3.5ha 電気牧柵 1,700m 9.0ha	ネット柵 1,200m 4.5ha 鋼製柵 1,100m 3.5ha 電気牧柵 1,700m 9.0ha

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
シカ イノシシ ウサギ アナグマ アライグマ	破れ、ほつれの補修、柵周辺の除草、ツル等の除去を行う	破れ、ほつれの補修、柵周辺の除草、ツル等の除去を行う	破れ、ほつれの補修、柵周辺の除草、ツル等の除去を行う

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	シカ、イノシシ、サル、ウサギ、カラス、アナグマ、カワウ、アライグマ	地域懇談会、現地研修会、講演会等により普及啓発を進めると共に、地域住民が主体的に緩衝帯の整備、放任果樹の除去、里地里山の整備、追払活動等を行えるような体制整備の確立を目指す。
令和7年度	シカ、イノシシ、サル、ウサギ、カラス、アナグマ、カワウ、アライグマ	地域懇談会、現地研修会、講演会等により普及啓発を進めると共に、地域住民が主体的に緩衝帯の整備、放任果樹の除去、里地里山の整備、追払活動等を行えるような体制整備の確立を目指す。
令和8年度	シカ、イノシシ、サル、ウサギ、カラス、アナグマ、カワウ、アライグマ	地域懇談会、現地研修会、講演会等により普及啓発を進めると共に、地域住民が主体的に緩衝帯の整備、放任果樹の除去、里地里山の整備、追払活動等を行えるような体制整備の確立を目指す。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の

普及等について記入する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

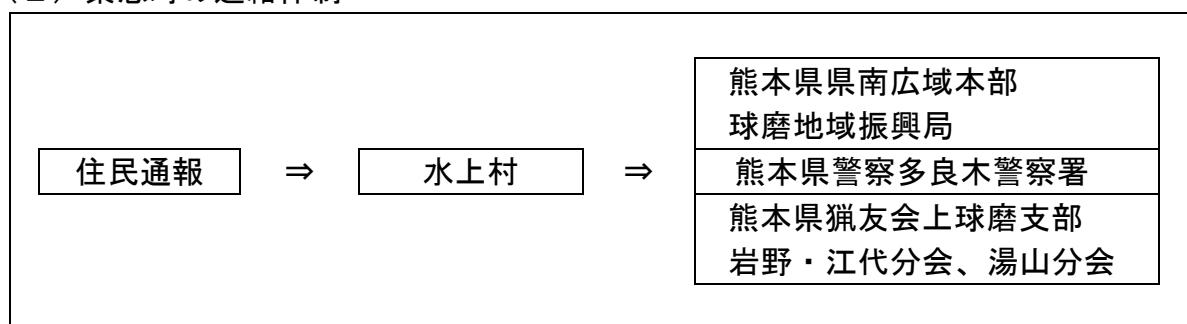
関係機関等の名称	役割
熊本県県南広域本部 球磨地域振興局	連絡調整、情報の発信
熊本県警察多良木警察署	緊急時における有害鳥獣捕獲活動指導
水上村	関係機関との連絡調整や住民の安全確保等の 初期対応
熊本県猟友会上球磨支部 岩野・江代分会、湯山分会	有害鳥獣捕獲の捕獲活動

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は、捕獲後速やかに埋設処分、もしくはジビエ加工施設への搬入を行うこととする。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	平成29年2月より、ジビエ加工施設の運営を行っており、シカについては食肉としての利用を行っている。現時点では月間で約5頭前後の搬入が行われており、年間で約50頭程度となっているが、更なるジビエ肉の促進を目指し、年間100頭の搬入を目標とする。さらに、今後はシカだけでなく他の鳥獣の食肉加工も視野に入れ、加工施設の運営を行っていく。
ペットフード	食用部以外については現在廃棄処分となっているため、ペットフードなどの有効活用を検討する。
皮革	食用部以外については現在廃棄処分となっているため、革製品などの有効活用を検討する。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学研究等)	該当なし

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の実施体制

該当なし

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

解体者の技術の向上を図るとともに、衛生管理の知識を有する者の育成に取り組む。
--

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	水上村鳥獣害防止対策協議会
--------	---------------

構成機関の名称	役割
水上村役場産業振興課	事務局を担当し協議会に関する連絡・調整を行う
水上村有害鳥獣捕獲隊	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施を行う

熊本県猟友会上球磨支部	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施を行う
上球磨森林組合	有害鳥獣関連情報の提供を行う 被害防護施設の情報提供
球磨地域農業協同組合	有害鳥獣関連情報の提供を行う 被害防護施設の情報提供
熊本県農業共済組合 球磨支所	有害鳥獣関連情報の提供を行う 被害防護施設の情報提供

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
球磨地域振興局 農林部 森林保全課 農業普及・振興課	オブザーバーとして協議会に参加し、有害鳥獣関連情報の提供と被害防止技術の情報提供を行う。

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成27年4月1日設立 水上村役場職員4名で構成し、鳥獣による農作物被害、有害鳥獣捕獲に関する普及啓動を行う。
--

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

捕獲従事者となる担い手の確保のため、県が認定している認定鳥獣捕獲等事業者の活用努める。

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。